

平成 19 年 6 月 28 日

株式会社 高島屋

税務調査(平成16年度・平成17年度対象)の結果について(追加)

当社は、大阪国税局による 2005 年 2 月期（平成 16 年度）及び 2006 年 2 月期（平成 17 年度）の 2 年間を対象とした定期の税務調査を受け、その結果に基づく更正通知を本年 2 月 27 日に受領し、3 月に追加納付しております。この税務調査の中で、国税当局内で更に検討がなされ保留となっておりました海外子会社の清算損について、税務上損金と認められないとして、6 月 27 日に更正通知を受領いたしましたのでお知らせします。

更正された所得金額は約 11 億 4 千万円で、3 億 7 千万円の追徴課税（重加算税なし）を受けました。

<更正通知の内容>

国税当局より、当社が米国における小売事業をリストラし、平成 17 年度に清算した海外子会社タカシマヤ・ニューヨークインク（以下「ニューヨークインク」）の清算損 約 11 億 4 千万円に付き、ニューヨークインクの事業は、タカシマヤ・ニューヨーク LLC（海外子会社シンガポール高島屋及びタカシマヤ・フィフスアベニューコーポレーションが出資）が引き継いでおり、当社は米国における従来の小売事業を実質的に継続しているとして、当該清算損はニューヨークインクに対する寄附金であると指摘された。

当社といたしましては、ニューヨークインクを清算し、新たな事業であるタカシマヤ・ニューヨーク LLC を設立したという事実に対して、国税当局とは見解の相違があったものの、更正通知を受け入れ、本年 7 月に追加納付する予定です。

以 上